

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

佐渡文化財団を核とした文化芸能資源の活用による経済活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐渡市

3 地域再生計画の区域

佐渡市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市の人口は、平成16年3月の合併当時の約70,000人から、平成29年3月現在では約57,000人と毎年約1,000人ずつ減少している。

うち、社会減については、島内に高校卒業後の進学先及び就職先が少ないことから、進学による転出が著しい上に、卒業後に戻る若者が少ないことによる若年層の流出が減少の大きな要因となっている。対策として、雇用の創出と交流人口の拡大を進めることを掲げているが、佐渡の基幹産業である観光においても、佐渡が有する豊富な文化的資源を有効活用できているとは言えず、十分に魅力を発信できていないことを要因として、観光客数もピーク時の4割まで落ち込んでおり、依然として産業の衰退及び社会減に歯止めをかけるには至っていない。

その結果、さらなる雇用の減少が起こるなど、佐渡の経済低迷を招く悪循環が発生している。

地域経済の低迷は、若年層の流出に拍車をかけ、既に一部伝統芸能において後継者不足によって継承不能に陥るといった危機的状況が発生しており、守るべき佐渡の魅力である文化資源の保全にも支障をきたしてしまっている。

また、行政の場合、政教分離の原則により、信仰の対象となる神社仏閣等や芸能など、たとえ文化的価値が高いものであっても、文化財の指定にないと支援が難しく、保全が図られてこなかった資源が多くあることも課題となっている。

さらに、国、県及び市指定等の文化財を合わせて 421 件有しているにも関わらず、県内有数の豊富な歴史・伝統文化・芸能等の資源を活用する仕組みが十分に構築されておらず、外国人・日本人観光客はもとより、佐渡島内に住む若年層に向けても、佐渡本来の魅力をより深く伝える仕組みが求められている。

上記のことが起因し、佐渡の価値ある歴史文化を認知していない島民もおり、教育現場でもこれを教えてこなかったという現実があるため、市教育委員会とも連携して、島民がみな島の文化に誇りを持てるよう、歴史文化を知る環境づくりをしていかねばならない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市が平成 27 年 7 月に策定した「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、若年層の流出を中心とする社会減への対策が本市の人口減少対策にとって極めて重要と位置付けている。対策として、観光振興と一次産業の振興を中心とした「観光交流人口の拡大」や「元気な産業と安定した雇用の創出」を図るとともに、島の資源を活かした観光・交流促進及び若者が定着する魅力ある地域づくりを進めることとしている。

また、文化芸能資源の保存は行政が行うものという固定観念を払拭し、これまでの行政依存型から自立運営型にシフトさせるための稼ぐ文化プログラムの必要性が生じている。

そこで、佐渡が誇る豊かな文化芸能資源を活用した収益確保の仕組みを構築するため、平成 30 年度に佐渡文化財団を設立するとともに、同時期に設立する観光DMOと連携することで、佐渡ならではの文化芸能振興の基盤づくりを起点とした観光交流促進及び魅力ある地域づくりを展開する。

佐渡文化財団が文化芸能資源の保存・継承を進めることで、「観光」の「光」である文化・芸能を磨き上げ、佐渡文化財団が磨き上げた佐渡にしかない「光」を国内外の多くの人から「観」て「感」じてもらう手立てを観光DMOが行い、誘客につなげることで、島内の観光産業と関連産業の振興、雇用創出、若者定着による佐渡の地方創生を実現する。

【数値目標】

K P I	事業開始前	2018年度増加分	2019年度増加分
	(現時点)	1年目	2年目
外国人観光客数(人)	4,462	500	500
創作芸能集団派遣数(ステージ)	0	10	15
佐渡文化財団及び島内建築業(伝統建築部門)雇用数(人)	1	1	1
市営観光・文化施設入場者(人)	223,907	10,000	10,000

2020年度	KPI増加分
3年目	の累計
700	1,700
25	50
1	3
10,000	30,000

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生推進交付金(内閣府)：【A3007】
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】
 - ① 事業主体
佐渡市
 - ② 事業の名称
佐渡文化財団を核とした文化芸能資源の活用による経済活性化計画

③ 事業の内容

佐渡の文化は流罪によって流された貴族や知識人たちが伝えた「貴族文化」、鉱山の発展により奉行や役人たちが江戸から持ち込んだ「武家文化」、北前船によって商人や船乗りたちが運んできた「町人文化」があり、これらが融合し生まれた佐渡は日本の縮図と言われている。

「能」についても、島民の暮らしの中に溶け込むという全国でも珍しい形で受け継がれており、現存する能舞台は30以上（最盛期は200以上）あり、日本の能舞台の3分の1に相当する。また、日本を代表する民謡「佐渡おけさ」や島内の多くの祭礼で舞われる佐渡にしかない代表的な伝統芸能「鬼太鼓」、他にも地域に根づいた豊かな文化芸能や、伝統の工芸技術があり、これらの魅力をあますことなく国内外に発信・展開していくことが新設する佐渡文化財団の大きな使命である。

前述の歴史背景のもと、佐渡市が有する国・県・市による指定・登録等の文化財は平成29年4月1日現在で407件を超え、総合戦略の基本コンセプトにおいても「歴史と文化が薫り、自然と人が共生できる美しい島」と記載している。一方、国の地域経済分析システム（RESAS）の「観光マップ」内「目的地分析」では、佐渡市の人気スポットが「歴史・文化資源」と分析できたものの、佐渡金銀山等の一部のスポットに限定されている。また、400を超える豊富な文化芸能資源を活用する仕組みが十分に整っているとは言えず、島内の他の歴史・文化資源も含めて、活用の余地は十分にある。

これを踏まえ、文化財団が文化芸能資源の活用による保全・継承事業を展開することは、観光交流促進の面において、近年「参加・体験型」に移行している旅行形態にマッチするところがあり、特に欧米からの観光客は、インバウンド対策としてもキラークンテンツと成り得ると考えられる。加えて、生活様式の変化、核家族化により、伝統文化に触れる機会も少なくなっている日本の若者にとっても、歴史・伝統文化体験は、魅力的に映るものと思われ、観光面のみではない（歴史・文化への憧れ等による）移住・定住の増加も期待できるものである。多くの歴史・伝統文化に触れることのできる仕組みは、国内・海外問わず、まさに「人を呼び込む」きっかけとなる。

また、地元の児童・生徒などが歴史・文化に触れる機会を積極的に設け、佐渡の良さを知ることにより、佐渡への愛着が深まり、人口の流出減にも効果をもたらすものとなる。

佐渡島民にとって誇りである豊富な歴史・伝統文化・芸能等の文化資源を、行政や補助金にできるだけ依存せずに、将来にわたって保存継承していくためには、それを担う人材と自立的文化振興を実現するための「稼ぐ」プログラムが必要であり、佐渡文化財団が本事業において併せて推進する。

佐渡市では、平成30年度に文化財団に先立つ形で観光DMOを設立するが、この観光DMOが団体から個人客のニーズを細かく捉え、豊富な資源を活用する商品を多く発信して観光客数及び交流人口の拡大を狙っていく中で、文化財団を設立することは、佐渡ならではの文化芸能が持つ「人を呼び込む」魅力をより強く、戦略的に打ち出していくことを可能とする。

【具体的な事業内容】

●財団設立事業

財団の設立に向けた準備会を開催するとともに、財団設立に係る出捐金及び準備資金を負担する。

●財団運営管理事業補助

財団の運営・管理に係る必要経費を補助する。

●財団文化財継承事業補助

芸能披露の要請や研修企画、伝統建築物の修復依頼、一般・学校等に向けたワークショップ教室の開催等を一元的に対応・統括する調整窓口を設置する。同時にその調整事業を円滑に遂行する体制を構築するため、協力サポーターとして個人・企業の登録・認定並びに文化芸能を学び普及していくための研修・育成支援を行う。

●財団文化財活用事業補助

文化資源の自立的保全・継承を実現するために、佐渡の歴史・文化・芸能を活かす以下のような新たなビジネスモデルを構築する。

(1)文化的・学術的な価値をわかりやすく、且つ広く世界に伝える役割を果たすとともに、人々に興味と関心を与えるための広告塔となる佐渡の伝統芸能を活用した創作芸能集団を設立・プロデュースする。

(2)市内にある伝統技術の専門学校と市内に点在する豊富な伝統建築を活かし、利活用へ繋がる伝統建築物の修繕、改修、技術者派遣等を推進する。

(3)佐渡における宮大工三流派の究明を行い、島内の職人を対象とした育成事業を通して独自の工匠制度を設ける。また、認定を受けた職人で古式技術を活かしながら現代のライフスタイルにあった技巧品を開発・生産し、将来的には県内外、姉妹都市、海外の販売を目指すなど幅広い事業展開を狙う。

●財団文化芸能発信事業補助

上記の継承・活用事業とともに、佐渡が有する豊富な歴史的・文化的価値を広く発信する事業を行う。ホームページ、SNS等インターネットによる情報発信だけではなく、観光DMOや新潟県と連携のもと、前述の創作芸能集団や伝統建築技術者の派遣を新潟県内や国内外の姉妹都市（入間市、国分寺市、中国の洋縣）を足がかりに、全国展開、海外進出を図り、また、伝統工芸品のPRから、佐渡の伝統文化や伝統芸能を題材とした新規グッズの開発・販売まで行い、佐渡の文化・芸能が本来備えている価値及び魅力を幅広く世間に伝えていく。

●佐渡民謡活性化実行委員会負担金

佐渡民謡活性化実行委員会の所有するホームページ「さど芸能 ARCHIVE」（以下、「ARCHIVE」という。）、パンフレット「佐渡伝統芸能 BOOK」及び佐渡民謡DVDなどを活用し、島内外問わず多くの人に佐渡の伝統芸能の魅力を発信する。具体的には、ただ動画を見せるのではなく、ARCHIVE内に「芸能を見に行くプラン」ページを開設し、伝統芸能が披露されている祭り等への行程や周辺情報を掲載し実際に見に行きたくなる工夫を行う。また、ARCHIVE内にネットショップページを開設し、「佐渡伝統芸能 BOOK」及び佐渡民謡DVDなどを幅広く実費分布する。

その他、アクセス数を増やすため、ARCHIVE内のコンテンツ充実を図るとともに、継承・活用事業と効果が連動するように仕組みを作る。

●その他事業

国・県指定文化財である「能」、「狂言」、「人形芝居」等が古くから伝わっているものの、人材の育成・確保が大きな課題となっている。伝統文化の火を絶やさないよう、島内において、これらの伝統文化・芸能を保存し、その活用に向け、熱心に活動を行っている団体を支援する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

佐渡文化・芸能の広告塔的役割を持つ芸能集団（創作舞踊集団）と伝統技術者の育成・生涯活躍の場を創出する事業を中心に、佐渡の文化資源を活かす新たなビジネスモデル＝「稼ぐ」文化プログラムを構築・実践することで自立的保全・継承に繋がる収益を獲得する。

【官民協働】

佐渡文化財団が文化振興の中心的役割を担うことで、従来は十分な連携がとれていなかった行政、地域住民、文化芸能関係者、観光分野関係者等のステークホルダーを繋ぎ、官民双方の長所を活かし、短所を補う事業展開が可能となる。また、財団が主体となることで、行政ではできなかった寺社仏閣等の保全が進められ、文化財資源の利活用が可能となる。さらには、これらに賛同する人や企業から寄付等の支援が見込まれ、資金面も含めた官民協働体制が整うこととなる。

【政策間連携】

財団が行う事業は、文化芸能関係者だけではなく、従来連携が十分にとれていなかった観光分野を中心に多様な関係者を巻き込んでいくものである。これらの関係者は地域に深く根付いていることから、観光促進だけにとどまらず、他の産業振興も一体となった佐渡全体の「地域づくり」「まちづくり」の視点が生まれる。

そのため、島全体で本事業を盛り上げて、地方創生を実現しようとする気運の醸成が図られる。

また、観光・交流人口の増だけが目的ではなく、島内の児童・生徒などに本来佐渡に備わる本物の価値を知ってもらい、佐渡への愛着を深めるよ

うつなげていくことで、人口流出減に向け、効果をもたらすよう取り組む。

【地域間連携】

新潟県と連携し、事業を推進する。佐渡地域振興局を通じ、県指定の文化財の活用について意見をもらうとともに、県が担当する文化的事業の情報提供により、活用・発信事業の出口戦略が充実する。

国内外の姉妹都市と祭り等の交流事業において、佐渡文化財団の事業展開の支援をする。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

「佐渡市将来ビジョン等策定・推進会議」において、PDCAサイクルによる検証を行う。

【外部組織の参画者】

「佐渡市将来ビジョン等策定・推進会議」を構成する有識者 等

【検証結果の公表の方法】

ホームページでの公開等

- ⑦ 事業費

（単位：千円）

事業	2018年度	2019年度	2020年度	総事業費
法第5条第4項第1号イに関する事業	46,353	45,806	45,796	137,955
うち法第5条第4項第2号に関する事業	-	22,903	0	22,903

⑧ 事業実施期間

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業
地域再生計画の認定の日から2021年3月31日まで
- ・ 法第5条第4項第2号に関する事業
2019年1月に申請した地域再生計画の変更の認定の日から2020年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

- ア 法第5条第4項第2号に関する事業としての事業区分
観光業の振興
- イ 申請時点での寄附の見込額

(単位：千円)

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
不動産業	1,000	1,000
計	1,000	1,000

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2021年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。